

食費・居住費の特例減額措置について

利用者負担第4段階は食費・居住費の減額対象となりませんが、高齢夫婦世帯等で世帯員の一人が施設に入所したことにより、在宅で生活される世帯員が生計困難となる場合には、食費・居住費を利用者負担第3段階②の負担限度額に認定することができます。減額対象となる要件に該当し、食費・居住費の減額を希望される場合には、確認申請が必要です。

特例減額措置対象者

次の要件を全て満たす方とします。

- ① 属する世帯の構成員の数が2以上であること。（施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。②～⑥において同じ。）
- ② 介護保険施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担していること。（※1）
- ③ 世帯の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（※2）の合計額から、施設の利用者負担〔1割負担（※3）・食費・居住費の年額見込み〕を除いた額が80万円以下となること。
- ④ すべての世帯員および配偶者について、預貯金等（※4）の合計額が450万円以下であること。
- ⑤ 日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がないこと。
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと。

※1 短期入所（ショートステイ）の利用には適用されません。

※2 長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額

※3 1割負担に高額介護サービス費の支給が見込まれる場合には高額介護サービス費分を控除した額で計算します。

※4 預貯金等には有価証券、債券等も含まれます。

特例減額措置の内容

上記③の要件に該当しなくなるまで食費若しくは居住費又は、その両方について、利用者負担第3段階②の負担限度額を適用します。

申請時に必要なもの

- ①介護保険負担限度額認定申請書（特例減額措置用）
- ②特例減額措置に係る資産等申告書（収入等の確認）
- ③利用者および世帯全員の収入について確認できる書類
世帯全員の所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、
確定申告書などの写し
- ④施設の利用者負担額について確認できる書類
契約書の写しなど
- ⑤利用者および世帯全員の預貯金等について確認できる書類
預金通帳の写し、有価証券・債券などの保有状況が分かる書類

申請内容を審査し、減額対象となる場合には、
『介護保険負担限度額認定証』を交付します。

☆交付された認定証を入所施設に提示してください。



お問い合わせ先

藤岡市役所 介護保険課 介護保険係
〒375-8601 藤岡市中栗須 327 番地
電話 0274-40-2292（直通）